

千葉市告示第541号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和7年6月25日

千葉市長 神 谷 俊 一

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地 の面積	指定の告示日
022-247	中央区川戸町地内	275	約 0.30 ha	令和4年9月30日
022-249	中央区川戸町地内	277	約 0.15 ha	令和4年9月30日